

## 常任総務委員会要点記録

○開会日時 令和4年6月21日（火） 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1 番	青 木 敬 博 君	2 番	篠 原 峰 子 君
3 番	井 戸 清 司 君	4 番	杉 本 一 彦 君
5 番	重 岡 秀 子 君	6 番	石 島 茂 雄 君

○欠 員 1名

○出席議員 11名

議 長	宮 崎 雅 薫 君	副議長	大 川 勝 弘 君
議 員	仲 田 佳 正 君	議 員	鈴 木 絢 子 君
〃	田久保 眞 紀 君	〃	浅 田 良 弘 君
〃	佐 藤 龍 彦 君	〃	佐 藤 周 君
〃	杉 本 憲 也 君	〃	長 沢 正 君
〃	中 島 弘 道 君		

○説明のため出席した者 27名

副 市 長	中 村 一 人 君
企 画 部 長	杉 本 仁 君
企 画 部 企 画 課 長	菊 地 貴 臣 君
同 秘 書 課 長	小 川 真 弘 君
同 情 報 政 策 課 長	富 岡 勝 君
理 事	渡 邊 宏 君
危機管理部長兼危機管理監	近 持 剛 史 君
危機管理部危機対策課長兼危機管理監代理	吉 崎 恭 之 君
総 務 部 長	浜 野 義 則 君
総 務 部 庶 務 課 長	鈴 木 康 之 君
同 財 政 課 長	木 村 光 男 君
同 課 税 課 長	小 川 直 克 君
同 収 納 課 長	渡 辺 拓 哉 君
市 民 部 長	萩 原 智 世 子 君
市 民 部 市 民 課 長	大 川 雄 司 君

同 環 境 課 長	佐 藤 文 彦 君
同 保 険 年 金 課 長	肥 田 耕 次 君
健 康 福 祉 部 長	松 下 義 己 君
健康福祉部高齢者福祉課長	齋 藤 修 君
同 健 康 推 進 課 長	大 川 貴 生 君
建 設 部 長	石 井 裕 介 君
建設部次長兼建設課長	高 田 郁 雄 君
会計管理者兼会計課長	鈴 木 恵 美 子 君
上 下 水 道 部 長	鈴 木 正 治 君
教育委員会事務局教育部長	岸 弘 美 君
教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長	相 澤 和 夫 君
監 査 委 員 事 務 局 長	稲 葉 育 子 君

○出席議会事務局職員 3名

局 長 富 士 一 成	局長補佐 森 田 洋 一
係 長 鈴 木 綾 子	

○会議に付した事件

- 1 市議第 1 号 伊東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 市議第 2 号 伊東市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 3 市議第 3 号 伊東市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例
- 4 市議第 4 号 伊東市新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 5 市議第 5 号 伊東市国民健康保険税条例及び伊東市介護保険条例の一部を改正する条例
- 6 市議第 8 号 伊東市消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例
- 7 市議第 9 号 伊東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 8 市議第 10 号 令和 4 年度伊東市一般会計補正予算（第 3 号）所管部分

---

○会議の経過概要

○委員長（杉本一彦君）開会する。

---

○委員長（杉本一彦君）この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、委員会における説明は省略したいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）異議なしと認め、さよう決定した。

---

○委員長（杉本一彦君）日程第1、市議第1号 伊東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）この育児休業に関する改正は、国家公務員に準ずるということで、国家公務員の育児休業の中で会計年度任用職員の部分が改正されたと説明を受けたが、引き続き在職した期間が1年以上という要件が今までであったが、それが廃止になったということは、伊東市においても今までも会計年度任用職員の育児休業は普通の職員と同じように認められていたのか、違いがあったのか伺いたい。

○秘書課長（小川真弘君）1年以上在職ということで育児休業を取得するための要件が撤廃されたということである。基本的には職員は3年まで取れる。職員と全く同じではないと思うが、会計年度任用職員も一律国の制度と同じような形で運用されるものと判断している。

○5番（重岡秀子君）理解したが、会計年度任用職員で1年未満でも育児休業が取れるという条件はかなりまれな例で、就職したら妊娠に気がついたとか、1年未満に取るというのは割と少ない例ではないかと思う。あえて国が1年未満でも取れるという条件にした背景には、会計年度任用職員もかなりの年数勤めたりとか、重要な役割を果たしているということがあるのか。この改正の趣旨はどのようなところにあるのか。

○秘書課長（小川真弘君）会計年度任用職員であろうが育児休業は一般の職員と同じような形で広く取るべきではないかということが念頭にあったと思う。そういったことで1年の縛りを撤廃したと解釈している。

○5番（重岡秀子君）理解した。先ほどあまり条件は変わらないとあったが、私は育児休業制度ができた始めの頃にとった一人である。そのときは無給で、ただこちらからお金は持ち出さないうことであった。この条例に直接関係する内容ではないが、今、育児休業については変わらないと言ったが、一般の職員は、その間の給料面での補償はあるのか。

○秘書課長（小川真弘君）1歳に満たない子供の養育のためにとった休業は本来無給であるが、育児休業手当金が支給されるので、会計年度任用職員とは違うと考えている。

○5番（重岡秀子君）その部分についても、額とか期間によって違うと思うが、会計年度任用職員でも同じような補償はされているのか。今回それが変わったということではないと思うが、参考までにお聞きしたい。

○秘書課長（小川真弘君）制度の補償の面までは調べていない。

○5番（重岡秀子君）もう1点、参考書の30ページに、このように制度が変わったことに対し

て、改めて勤務環境の整備に関する措置として育児休業に係る研修の実施や相談体制等、ここに3点の措置が書かれている。1年未満でも取れるということは、国は10月からの改正であるが、伊東市としては、ここにある3点について今後どのようにやっていくか、今考えられていることがあるのか。

○**秘書課長**（小川真弘君）例えば1番目の研修については、具体的な手だてはまだ考えているところであるが、職員の中での講師とか研修とか、また各種研修の終了時を利用して制度を周知するようなこともできるのかと思っている。相談体制の整備については、女性の職員については、これまでも秘書課の担当の職員が育児休業の制度や扶養の手続等、申請書類や各種休暇の扱い、手続等をまとめたものを用意して渡し、説明してきた。今後、男性の職員についても、このようなことをしていく必要がある。主眼はそちらに置かれているかと思うので、文書の発出をしたり、研修、子供の出生を確認した際に職員へ所属長が育児休業の意向を確認したり、そういったことをやったか、人事当局が面談の際に所属長に確認するといったことを考えている。また、勤務環境の整備については、これから男性職員の育児休業が増えてくることも考えられるので、そういった際に気を遣わずに済むように、例えば代替の職員もしっかり配置できるようなことも必要なのかと思っている。

○**委員長**（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第1号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○**委員長**（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○**委員長**（杉本一彦君）日程第2、市議第2号 伊東市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○**3番**（井戸清司君）今回、特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例が出され、今まで減額に関しては、我々も議員を長年やっている中で、審議会を開かずに議会でもやってきたかと思う。3月にああいう形で出された中で、何で開かなかったのかという話になったときに、今

回、この中で「期間を定めて減額するものを除く」と、一律に対象から外してしまった理由は何なのか。

- 秘書課長**（小川真弘君）特別職報酬等審議会は、市長の給与等について適正な額を決定するに際し、第三者機関の意見を聞く方法として実施されているものである。これまでの委員構成について、そういった経過で選出されてきた中で、今回のものとか、また去年のコロナ禍における給料カット等、政治的な部分、市長が判断して一時的な減額をする旨の内容についてまで特別職報酬等審議会で審議することはテーマとしてどうなのだろうかと考え、これまでこういったケースについても意見を聞いてはこなかったが、さきの定例会において自らに懲罰的なものを科すとした給料減額の行為のよしあし、あるいは金額が高い低いよりも、聞くものとするという規定があるから聞かなければならないのではないかというご指摘、あくまでも手続として違法ではないかといった旨のご指摘があり、今回こういう形で除外の規定を設けさせていただいた次第である。
- 3番**（井戸清司君）そうすると、期間を定めた報酬等の減額をする場合、ここで改正したとしても、この改正文を見ると、やってはいけない条文になっている。ただ、市長が希望した場合には報酬審議会の対象とすることができるのかできないのか。これが改正された後、多分運用規定を変えていくと思うが、現状の運用規定では明確化していくのかどうか、教えていただきたい。
- 秘書課長**（小川真弘君）法改正の解釈の部分かと思う。今回、期間を定めた減額について所掌事項から外そうということであるが、審議会で全く審議ができなくなるかということ、そういうことではない。ただ、所掌事項外の事項のみを議題として審議会で審議するということについては不適切だと考えている。
- 3番**（井戸清司君）そうすると、市長が希望すれば報酬審議会の対象とすることができるという解釈でいいか。
- 秘書課長**（小川真弘君）今言った減額するものだけを議題として審議会でやるということはあまりよろしくないと考えている。ただ、ほかの議題があつて、その中で所掌外のものを議論する分には、全く審議できないということではないと考えている。
- 3番**（井戸清司君）今の答弁だと一律排除という形で捉えてしまうが、そうすると、例えば副市長とか教育長等の報酬も自由に下げられることになってしまう可能性がある。その部分は、何々することができるという規定で余地を残しておいたほうがいいのではないかと思うが、そこについてはいかがか。
- 秘書課長**（小川真弘君）給料の上げ下げについては、条例を出さなければ決められない。最終的な決定は、その条例が可決されるかどうかということがあり、条例を出す以前のところでは

課長職による例規審査委員会で、その条例が適切なものなのかどうかとも判断させていただく。確かに、それでも条例が提出されるケースはないかという、そういうこともないが、最終的には、条例が可決されるかどうかという判断を議員の皆さんに委ねるような形にはなろうかと思う。

○3番（井戸清司君）分かった。ただ、報酬についてなので、妥当性等を考えると、議会にかけると、結局、新聞にも載るので市民が目当たりにするから、当局側の一つの担保として、審議会をやった、その中でちゃんと判断したというのが明確になるので、その部分を心配してというか、やったほうがいいのではないかという形で質疑させていただいた。そこら辺は確実にできないものとするとかではないということで、もう1回聞くが、やることは別にやぶさかではないという判断でいいか。

○秘書課長（小川真弘君）報酬審のそもそもの趣旨が、昭和の頃の自治省からの古いものであるが、特別職の給与を改定する際は、審議会の答申の額を上回って改定しとか、改定時期を繰り上げることはないよう十分配慮すること、また、審議会の委員の選任というのは、審議会の審議に住民各層の意向を反映するため、一部の層に偏ることのないように委員を選ぶみたいなことが書いてあるので、基本的には、お手盛りみたいなものを防ごうではないかということだろうと思うが、一時的な減額というのは、市長の政治的な部分、経済的な判断等もあるので、それについては、基本的には報酬審のほうでは審議しないというふうには考えている。

○5番（重岡秀子君）1点だけ。基本的に、今の説明で報酬等審議会の役割みたいなものは分かった。今回はイレギュラーな事例だったと思うが、景気とか世情の問題で特別職が自主的に報酬を下げるということは今までもあったし、ほかのまちでもやっているのではないかと思う。この括弧内を付け加えるに当たって、他市の条例などを参考にしたのか。報酬審議会に関しての括弧書きをつけているところがあるか調べたのか。

○秘書課長（小川真弘君）ネットで確認をさせていただいた限りでは、表現はそれぞれ違うが、4市町村を確認している。

○5番（重岡秀子君）分かった。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第2号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を

求める。

[賛成者挙手]

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（杉本一彦君）日程第3、市議第3号 伊東市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）地方税法の一部を改正する法律は、この前、専決処分した中にも含まれていると思うが、時々資料の見方で迷うのだが、最初のほうにきれいに図式化したりして、改正部分が解説されているところがあるので、その関係でお聞きしたい。参考書の33ページの改正の概要の(1)のイ、個人市民税に関する改正ということで、申告方式の選択に係る規定の整備であるが、参考書の2ページ、株式に関するもので、税のかけ方が個人住民税を選べる場合があったことをなくしたことが反映されているものと考えていいか。そこに相当するものか。

○課税課長（小川直克君）申告方式の選択というところを具体的に条例の中で改正した部分が議案参考書の33ページの指摘の部分という形になる。

○5番（重岡秀子君）専決分と資料が一緒になっていて分かりにくかったので、確認をしたところである。条文を読むのが難しいので、こういう質疑をさせていただいているが、そうすると、改正の概要、(1)のイの（ウ）の部分について、住宅借入金等特別税額控除とは住宅ローン減税の変更ということでいいのか確認をしたい。

○課税課長（小川直克君）委員の指摘のとおり、今回の議案のほうの答弁については、住宅ローン控除の部分ということで改正をしてきたものである。

○5番（重岡秀子君）1つだけ、ちょっと分からなかったのが、(2)のア、扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備である。いろいろ調べてみたが、どのような改正があったのか説明を願いたい。

○課税課長（小川直克君）市町村において、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除等の適用を判定する際の配偶者及び扶養親族等の合計所得金額については、給与支払報告書や公的年金等支払報告書、確定申告書等の課税事務により把握しているところだが、配偶者等が退職手当等を有する場合などに、扶養親族申告書等に配偶者の氏名の記載を求めるなど人的控除に関して課税に必要な情報を確実に把握できるよう、措置する等々を改正させていただいた。

○5番（重岡秀子君）一番最初の総則に関する改正は、さきに同じような質問があったかもしれないが、納税証明書の交付に係る規定の整備ということで、DVなどの関係で自分の身を守らなければいけない場合、証明書の交付で住所などを書かなくてもいいということだが、この内

容はマイナンバーカードの番号とかになるのか。その辺はどういう配慮がされるのか教えてほしい。

○課税課長（小川直克君）DV被害者等への配慮に関しては、専決で行った部分と、今回の提案でお願いしている部分と2つあって、専決分に関しては市町村長の措置で行われる。今回審議していただく部分だが、不動産登記法の改正が行われたことによって、市町村は、登記事項証明書事務におけるDV被害者等の住所については、登記所のほうからその辺に配慮した情報をいただけることになった。登記事項証明書についてもその一定の配慮を必要としたもので、質疑の部分であるが、具体的には住所に代わるものとして、支援をしている方の住所とか親族の方の住所、また、弁護士の連絡先とかを想定しているようだが、そちらの連絡先を記載する形になっている。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第3号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（杉本一彦君）日程第4、市議第4号 伊東市新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）これは期間を延ばしたということだが、何回もこういうことが続いているが、やはりどのような数になっているかは議会としても押さえたほうがいいと思うので、この傷病手当金の支給対象が現在までの総計でどれぐらいになっているかとか、最近の特徴などがあれば教えていただきたい。

○保険年金課長（肥田耕次君）令和4年5月31日現在で、相談者が30件、30人いる。5月31日現在で、支給額が7件で25万9,311円である。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第4号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（杉本一彦君）日程第5、市議第5号 伊東市国民健康保険税条例及び伊東市介護保険条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）これも期間の延長だと思うが、国民健康保険税の減免と介護保険料の減免両方があるということで、ある市民から、国保の減免について窓口相談に行ったら、あなたは介護保険料の減免も受けられるのではないかと教えてもらって、窓口の方が非常に親切だったと伺った。介護保険料の減免というのは、ふだんは申請が少ないのではないかと思う。この制度ができてから結構なので、国保税の減免及び介護保険料の減免の数を教えてほしい。

○保険年金課長（肥田耕次君）令和2年度は、元年分、2年分を合わせて374件、3,653万円の減免をしている。令和元年度の取扱い分は、元年度から3年度まで含めて64件、952万4,800円となっている。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）続けて介護保険料減免の状況について答弁する。まず令和元年度において、令和元年度分10件、24万6,710円。令和2年度において45件、331万5,140円、これは令和2年度分と令和元年度分である。そして令和3年度においては、令和元年度分から令和3年度分で22件、159万8,560円。令和4年度に入ってから令和3年度分の減免について1件、8万2,080円の減免を行っている。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第5号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を

求める。

[賛成者挙手]

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）日程第6、市議第8号 伊東市消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○3番（井戸清司君）この改正の仕方というか、やり方だけ教えてほしい。今まで100分の5という法定利率の数字があったが、これを「事故発生日における法定利率」に書き直したと。多分法定利率が変わっても条文の改正はないけれども、数字が変わった場合には、今後もし一部改正が出た場合には、別表だけ条例改正案として出てくるのか。

○危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）別表のほうの改正と100分の5のほうの改正は改正の意味合いが違う。法定金利のほうの改正は、国のほうでこれから3年ごとに法定利率を見直すということが示されて、それによって金利が変わるごとに条例改正をするのは事務の煩雑化になるので、それが変わっても条例改正をしなくても済むようにということとされている。

委員は基礎表のことをおっしゃっていると思うが、そちらへの影響は一切ない。

○3番（井戸清司君）3年ごとに法定利率が変わった場合、基礎表の数字は変わるのか、変わらないのか。

○危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）その数字は変更ない。前払いの一時金を計算するときに法定利率が関係してくるが、基礎表のほうはそれぞれの補償額を決定するのに必要な数値なので、基礎表に影響を与える改正ではない。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第8号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

[賛成者挙手]

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（杉本一彦君）日程第7、市議第9号 伊東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）ここは情報を読んだだけでは内容が分からないので、どのような理由で、どのように内容が変わったのか、60ページの条例の説明をしていただきたい。

○危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）今回の改正は、もともとは年金法の改正の中で年金を担保に貸付けをできるという制度があったが、その制度がなくなったことにより、消防団公務上で発生した障害年金や遺族年金に関しても担保してお金を借りることができなくなったということで、ここの条文から削除するという話になった。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。

市議第9号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（杉本一彦君）日程第8、市議第10号 令和4年度伊東市一般会計補正予算（第3号）所管部分を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑では、まず歳出を各款ごとに、次に歳入、その他の順で行う。

まず、歳出第2款総務費について質疑を行う。事項別明細書は、9ページ及び10ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第14款予備費について質疑を行う。事項別明細書は11ページ及び12ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

以上で歳出の質疑を終了し、次に歳入の質疑に入る。歳入は全般について行う。事項別明細書は5ページからになる。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）昨日、福祉文教委員会を傍聴させていただいたが、主に補正予算は学童保育の施設と給食費の無償化に関するものが中心だと思うが、まず学童保育について伺う。昨日の説明では工法が変わった、プレハブから鉄骨になったということで1,520万円増額したという説明があった。歳入のほうで財源を確かめるが、これは国庫支出金としての子ども・子育て支援整備交付金3分の2と、その下の、県からは社会福祉施設等施設整備費補助金ということと、もう一つは市債、この3つが中心でいいのかということと、若干端数というのは全体的に出しているのか、その辺の財源のご説明をお願いしたい。

○教育委員会事務局教育部長（岸弘美君）今回、学童の新設工事ということで補正を上げさせていただいた歳出の総合計について、今、9,000万円を考えている。その財源について、当初予算分と今回の補正分と合わせた形での財源のご説明をさせていただくと、国の交付金と県の補助金については、ただいま委員ご指摘のとおりである。金額としては総計で、国が5,702万4,000円、県が1,425万6,000円、起債が1,690万円で、市単として182万円が総合計、工事費に関わる財源の内訳となっている。

○5番（重岡秀子君）分かった。当初予算でも同じように、国、県から同じ名称の補助金を受けているということで、大体総額に対する今回の補正の財源も理解できた。

もう1点、給食費であるが、少し分かりにくかったのは、5ページ、6ページで、給食費の無償の部分、保護者から納入してもらって給食費を頂かないというか無償にするためのお金は、その負担金ということで3,909万9,000円、これがマイナス補正、歳入に入っていない部分である。そして、あと賄材料費の高騰部分を幾らと見込んでいるかももう一度伺いたいのと、今、計算したら、それがかなり大きなお金になるが、この賄い部分に関しては2学期だけではないという考えでよろしいか。財源とともにお伺いする。

○教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（相澤和夫君）まず歳入の部分についてお答えさせていただく。教育費負担金の3,909万9,000円の減額については、公会計でやっている学校給食センターの受配校で、小学校5校、中学校3校が今、受配校になっているので、その部分を歳入として市費に負担金をもらうので、その4か月分を原則、ここから市が払うということで、保護者から給食費を頂かないという減額になっている。

○5番（重岡秀子君）分かった。

あと、財政調整基金繰入金のほうで、賄材料費の高騰部分もこの中に含まれて出されると思うが、それ以外に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これも財源として使われると思うが、先ほどちょっとよく分からなかったのは、この財源の中で賄材料費の補填はど

れくらい見込まれているのかということで、何%ぐらいの高騰を予想して、この中から出されているのか。

- 教育委員会事務局教育部長**（岸 弘美君）新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の中の給食費高騰分についての考え方のご質疑ということでお答えさせていただくと、先ほど次長からご説明させていただいた給食費の免除に係る部分の2学期相当分についてと、12か月分の約5%を物価上昇分として計算させていただいているので、そちらの部分がこの交付金であてがわれると想定している。
- 5番**（重岡秀子君）分かった。これからの見通しも大変だと思う。国でも、今回は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を利用してこの事業をやるということであるが、新たに物価上昇に対する国からの交付金の計画もあると思う。そのような財源の組替えや新たな財源の予想もして今後のことを考えているのか。これは2学期だけを考えているのか伺う。
- 財政課長**（木村光男君）地方創生臨時交付金は令和3年度の後半に国が示した経済対策分が2億7,462万円ほどある。伊東市は全額留保して翌年度にそのうちの1億800万円ほどは当初予算で活用する。その残額が1億6,620万円ほどある。あわせて、4月の段階で国が物価高騰等を併せた臨時交付金の配分が2億6,149万8,000円ほど出ている。現在、トータルで4億2,811万8,000円ほどが上限で配当される。このうち、今回4,502万1,000円ほどを給食費の負担軽減の財源として活用する。残りの3億8,309万7,000円ほどを、今、物価高騰対策、経済対策等、市民の生活の安定化に向けた施策を検討しているところで、今後その財源として活用していくことを考えている。これ以降の国の交付金に関してはまだ情報は入っていないので、入り次第検討していく。
- 5番**（重岡秀子君）分かった。
- 1番**（青木敬博君）今の地方創生臨時交付金に関して、交付金の趣旨としては、使い方は基本的に全部伊東市任せなのか。例えば低所得世帯を助けるために使いなさい、子育て世帯を幅広く助けるために使いなさいというような国の指示はあるのか。
- 財政課長**（木村光男君）令和4年度の臨時交付金に関しては、国が打ち出したコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」のうち、コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援の施策の中で、地方創生臨時交付金を活用して地方独自の事業の財源として、生活困窮者を中心としながらも、広く物価高騰に苦しむところを救うように配分されている。これまでは新型コロナウイルス感染症の影響を受けたなどという縛りがあったが、今回はその影響が長引く中で、さらに物価高騰という追い打ちをかけられていることから、そこを救うために活用する形となっている。例えば低所得の子育て世帯とか住民税非課税世帯への給付金等は国のメニューにあるが、そこに上乗せをしてもいいし、別の形で事業として活用しても

よい。そこは市の独自性を尊重するとなっている。なお、事業計画に関しては、7月をめどに国に提出することになっているので、今後の事業の計画を立てた上で申請したい。

- **5番**（重岡秀子君）今の答弁で、7月をめどとすると、今検討中で、新たな支援策なども検討していただいて、専決の形で市としては考えているのか。
- **副市長**（中村一人君）財政課長が答弁したとおり、今、次の経済対策について検討している。なるべく早く議会には示したいと考えている。
- **委員長**（杉本一彦君）委員外議員の田久保議員より発言の申出がある。この際、これを許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- **委員長**（杉本一彦君）異議なしと認め、発言を許可することに決定した。田久保議員の発言を許す。
- **委員外議員**（田久保眞紀君）無党派 颯には総務委員会所属議員がいないので、歳入について委員外ではあるが質疑させていただく。事項別明細書は5ページから6ページ、給食費無償化について、今回説明があったが、コロナ禍の物価高騰に直面する子育て世帯への経済的負担の軽減を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源にこの事業を行うということであったが、その財源目的について伺う。

既に本市においては給食費を免除されている世帯もある。よって、今回給食費が既に無償化されている世帯には経済的支援が入らないことになる。物価高騰において最も支援を必要とする生活に困窮する世帯や低所得者層の世帯がここから取り残されてしまう。そこについて、先ほど来説明があったように、伊東市で何のメニューを選んで、どのような事業を行うか権限と用途が委ねられているので、今回、この地方創生臨時交付金を申請するに当たり、なぜ給食費無償という形でこの財源を使おうということになったのか、考えや方針について伺う。

- **副市長**（中村一人君）今回、コロナ禍の中での物価高騰ということで、その影響が全ての市民に影響していると考えている。その中でも国の施策として子育て世帯への給付金や非課税世帯への給付金という個々のメニューもある。それ以外の部分と考えたときに、日頃の出費が多い子育て世帯をまず第一義的に考え、まずは給食費の無償化をやっていこうということで検討した。私どもとしても、これで終わりではなく、広く市民に支援ができる方策はどういったものが一番望ましいのかを、ここ1か月ずっと検討して、もうそろそろ固まりつつある状況である。学校給食だけをやるということではなく、当座、優先順位として、まずは子育て世帯から始めて、それ以外の世帯への支援策も順序立てて検討していくという考えで今回の補正予算を出させていただいた。
- **委員外議員**（田久保眞紀君）給食費無償化で子育て世帯を支援していくという考えに関しては

私も賛同している。今回問題になるのは、物価高騰に直面して支援が一番必要となる既に生活に困窮している世帯や低所得者層の世帯が、そこから外れてしまうことに対して非常に懸念を持って質問させていただいた。もともと無料になっているからいいのではないかという意見も耳にしたことがあるが、そもそも払うべきお金を払わなくていいということになると、その分のキャッシュフローが浮くという考えになる。今、スケジュールで追加されているということであったので、今回漏れてしまう世帯の方に対して、何か追加の策をぜひ早めにアナウンスしていただきたい。

もう1点、今度は収入とは別に、例えば幼稚園に通っているか保育園に通っているかで、条件が同じであるにもかかわらず支援を受けられる子育て世帯と受けられない子育て世帯が発生するが、ここについては財源の目的としてはどのように考えるか。

○**財政課長**（木村光男君）今回の地方創生臨時交付金を活用してこの事業をやったが、この事業をやると考えたのは、先ほど申し上げたとおり臨時交付金が2億5,000万円ほど入ることが分かった中で、緊急的に物価高騰対策をやろうという中で、庁内で事業の提案を図った。その中で上がってきたのが学校給食等の負担軽減で、これは国の今回の物価高騰対応分の臨時交付金のメニューとして組み込まれていたことから、早急に対応できるだろうということで、今回上げさせていただいた。議員の指摘のとおり、確かに幼稚園の世帯にはこの恩恵はないが、あくまでも今回は給食を対象としてやっているの、副市長が答弁したように、今後、全世界帯に対して広く行き渡るような経済対策を早急に検討しているので、そこでカバーできたらと考えている。理解いただきたい。

○**委員長**（杉本一彦君）次に、地方債の補正について質疑を行う。事項別明細書は13ページである。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第10号中、本委員会所管部分は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○**委員長**（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○**委員長**（杉本一彦君）以上をもって日程全部を終了した。

委員会審査報告の案文については、正副委員長に一任願う。

---

○委員長（杉本一彦君）これにて常任総務委員会を閉会する。

---

○閉会日時 令和4年6月21日（火）午前10時55分（会議時間55分）

---

以上の記録を認める。

令和4年6月21日

委員長 杉 本 一 彦